

2025 年度 大分支部 貸与奨学金事業(2 次)募集要項

事業趣旨	将来社会に貢献しうる有為の人材を育成するために、国公立大学等に在学し、学資金の支弁が困難な学生を対象として無利息で奨学金を貸与する。
応募資格	以下の①～④を満たす者 ① 2025 年度、国公立大学院、大学、短期大学、高等専門学校（第 4 学年以上）、専門学校（専修学校専門課程）およびそれらに準ずる学校に在学する者。 ※専修学校一般課程、各種学校、無認可校、外国の法律に準拠した学校、文部科学省の所管に属さない大学校（大学校の一部は対象）などの在学学生は対象外 ② 学資金の支払いが困難な者。 ③ 申請年度の 4 月 1 日時点で 30 歳未満の者。 ④ 連帯保証人（父母等）が大分県に在住又は在勤する者。
募集人数	15 人程度
貸与金額 及び 貸与期間	奨学金の貸与期間は、正規の最短修業期間とする。貸与金額は、修業期間 1 年につき 25 万円以内とし最高 100 万円。 在学の途中で貸与する場合は正規の残存修学期間で計算。 （例：4 年制大学の 3 年生の場合、残存修学期間 2 年なので 25 万円×2＝50 万円）
奨学金の種類	無利息
奨学生 申請手続き	以下の書類をそろえ、(公財)日教弘大分支部に申請する。 ・奨学生申請書 ・付属調査票 ・連帯保証人の「<u>所得（課税・非課税）証明書</u>」（市町村発行で令和 6 年度（令和 5 年分）のもの、コピー可）※これ以外の書類は不可 ※大分支部選考後、採用者は「借用証書」「貸与奨学金誓約書」「印鑑登録証明書」「在学証明書（2025 年 4 月 1 日以降に発行したもの）」を提出 ※提出書類に不備等があった場合は採用を取り消す場合もあります。
募集期間	2025 年 <u>5 月 30 日（金）必着</u>
奨学生の採用	大分支部の選考委員会で選考し、適当と認めたものは日教弘理事会での最終選考を経て採用を決定。 結果については採否いずれの場合も通知する。 <u>内定通知発送時、奨学生本人へ意思確認を行う。確認が取れない場合は内定を取り消す。</u>
奨学金貸与方法	手続き完了後、7 月頃に奨学生の金融機関口座へ一括して振込む。

奨学金返還方法	・100万円貸与の場合は正規の学校卒業年（退学等を含む）から10年以内、それ以外は8年以内の均等年賦。 ・毎回の返還額は3万円以上とし、端数が生じたときは最終回の返還額に加算。 ・毎年12月に口座から振替（返還開始年の2月に「預金口座振替依頼書・自動払込申込書」を送付）
延滞金	納期限を過ぎた場合は、その日から6ヶ月を超えるごとに延滞している年賦金額（元本）に1.5%（単利）の割合で延滞金が発生する。 延滞の場合、奨学生及び連帯保証人に督促等の措置をとる。
成果報告書の提出	学校卒業後、速やかに卒業論文概要または、学習成果報告及び奨学金の主な用途を報告する。（様式は口座振替依頼書に同封）
その他	・大学院進学等、事由が適当と認められた場合、返還猶予手続きができる場合があります。 ・次のいずれかに該当した場合、当会は貸与した奨学金の全額を直ちに返還請求することができます。 （1）奨学金を貸与目的以外に使用したとき （2）偽りの申請その他不正な手段によって貸与を受けたとき （3）返還期間を1年以上延滞したとき
書類提出・ 問い合わせ先	公益財団法人 日本教育公務員弘済会大分支部 〒870-0951 大分市大字下郡 496-38 大分県教育会館 1 階 TEL (097) 556-7955